

レンタカー貸渡約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを取り受けるものとします。なお、この約款に定める事項については、法令又は一般の慣習によるものとし、第2当社は、この約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約にすることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2章 予約

第2条 (予約の申込)

借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び当社所定の料金表に同意のうえ、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、カーナビ・チャイルドシート等付属品の要否、禁煙車のリクエスト、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約申込書を行うことができます。第2当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとします。

第3条 (予約の変更)

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条 (予約の取消等)

借受人及び当社は、当社所定の方法により、予約を取り消すことができます。借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻より1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）の締結手続きを着手しなかったときは、当社は予約の借受条件のうち、満たされなかった条件以外には、予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。但し、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものと、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの貸渡料金によるものとします。借受人は、第1項代替レンタカーの貸渡しの入札を拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。第4前項の場合において、第1項の貸渡しを行うことができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときには第4条第4項の予約の取消として取り扱ひ、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。第4当社は、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。第4当社の都合により、予約を取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、当社所定の違約金を支払うものとします。第4事故、盗難、不返還、リコール、天災、その他の借受人若しくは当社のいづれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約に取消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。第4W e b予約において、当社からの予約確認メールが借受人の記載したアドレスに返信できない場合及び借受人に電話連絡が取れない場合は、当社は当該予約を不成立の扱いにすることがあります。

第5条 (代替レンタカー)

当社は、借受人から予約のあった車種クラス、カーナビ等のオプション類、その他の仕様等の条件（以下「条件」といいます。）のレンタカーを貸し渡すことができないときは、借受人に予約と異なる条件のレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを申し入れることができるものとします。第2借受人が前項の入札を承諾したときは、当社は予約の借受条件のうち、満たされなかった条件以外には、予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。但し、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものと、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの貸渡料金によるものとします。

借受人は、第1項代替レンタカーの貸渡しの入札を拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。第4前項の場合において、第1項の貸渡しを行うことができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときには第4条第4項の予約の取消として取り扱ひ、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。第4当社は、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。第4当社の都合により、予約を取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に相手方の請求をしないものとします。

第6条 (代行業者の代行)

借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」といいます。）において予約の申込みをすることができるとします。代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消を申し込むことができるものとします。

第3章 貸渡契約

第8条 (貸渡契約の締結)

借受人は第2条第1項で定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。但し、貸し渡すことができるレンタカーがない場合は借受人若しくは運転者が第9条第1項又は第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。第2貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。

当社は、監督官庁の基本通達（注1）に基づき、貸渡原（貸渡原理）及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注2）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の提示を求め、及びその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であること及び自己の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとします。

(注1) 監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自原第138号平成7年6月13日）の(28)及び(29)のことをいいます。

(注2) 運転免許証とは、道路交通法第92条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条附則様式第14号の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。第4当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提示を求め、及び提出された書類の写しをすることがあり、借受人又は運転者はこれに従うものとします。第4当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求め、借受人及び運転者はこれに従うものとします。

第4当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード・現金等の支払方法を指定することがあり、借受人及び運転者はこれに従うものとします。第9条 (貸渡契約の締結の拒絶)

借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消しすることができますものとします。(1) 貸渡レンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき、(2) 酒気を帯びているとき、(3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき、(4) チャイルドシートがないにもかかわらず未満歳の幼児を同乗させるとき、(5) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくはその関係者の反社会的組織に属している者であることと認められるとき、(6) 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消しすることができますものとします。

(1) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者が異なるとき、(2) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき、(3) 過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる行為があったとき、(4) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。）において、第18条第6項又は第23条第1項に掲げる行為があったとき、(5) 過去の貸渡しにおいて、貸渡契約又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき、(6) 別に明示する条件を満たしていないとき、(7) その他、当社が適当でないと認めるとき、第2前2項の場合は、借受人の都合による予約の取消があったものとして取り扱ひ、借受人は、第4条第3項の予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、借受人からこの予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第10条 (貸渡料金の成立等)

貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金に貸渡料金の一部に充当されるものとします。第2前項の引渡し後は、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

第11条 (貸渡料金)

貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠等を料金表に明示します。(1) 基本料金(2) 消費税(3) オプション料金（付属品類）(4) 乗務料金(5) 燃料代(6) 配車引取料(7) その他の料金(8) 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金によるものとします。第2第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金を比較して低い方の貸渡料金によるものとします。第12条 (借受条件の変更)

借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。第2当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第13条 (点検整備及び確認)

当社は、道路運送車両法第48条(定期点検整備)に定める点検をし、必要を整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。第2当社は、レンタカーの貸し渡したあ、道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要を整備を実施するものとします。借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないこと、その他レンタカーが借受条件を満足していることを確認するものとします。第4当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要の整備等を実施するものとします。

第14条 (貸渡金の交付・携帯等)

当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定める事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。借受人又は運転者は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。第2借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。第3借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使用

第15条 (管理責任)

借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの期間（以下「使用中」といいます。）の、善良な管理者の注意義務を持ってレンタカーを使用し、保管するものとします。

第16条 (日常点検整備)

借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要を整備を実施しなければならないものとします。第17条 (禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。(1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けないこと、レンタカーを自動車運転事業又はこれに類する目的に使用すること、(2) レンタカーを所定用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者以外の者に運転させること、(3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等他の権利を侵害することとなる一切の行為をすること、(4) レンタカーの自動車登録番号若しくは車両番号等を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改造等による等その原状を変更すること、(5) 当社の承諾をすることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競走に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること、(6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること、(7) 当社の承諾をすることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること、(8) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーに装着されているカーナビ、オーディオ及びその他の付属品を取り外し、車外に持ち出すこと、又は車載工具、車載部品等を当該レンタカー以外に用いること、(9) 当社の承諾を受けることなく、ペットを同乗させること。又承諾を受けた場合でも、車内でペットをゲージから出すこと、(10) レンタカーを日本国外に持ち出すこと、(11) その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

第18条 (違法駐車等の場合の措置等)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴いレッカー移動、保管などの諸費用を負担するものとします。

当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱ひ警察署に出席して違反を処理するよう指示するものと、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自レンタカーを警察から引き取る場合があります。

第3当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、借受人又は運転者に対し、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されない場合には、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める前項書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署に出席し、違反者として法上の措置に就くことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

第4当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める前項書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署に出席し、違反者として法上の措置に就くことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

第5当社は、当社が道路運送法第51条の4第1項の放置駐車違反金納付命令を受け放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索及びレンタカーの取り戻しに要した費用等を負担した場合には、借受人又は運転者は当社に対して放置違反金相当額及び当社が負担した費用について賠償する責任を負うものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社に対して、当社の指定する期日までにこれらの金額を支払うものとします。なお、この借受人又は運転者が放置違反金相当額を当社に対して支払った後、違法駐車に係る反則金等を納付したことにより当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は受取った放置違反金相当額を借受人又は運転者に返還するものとします。

第6当社は前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人若しくは運転者が当社の指定する期日までに前項の請求額を支払わないときは、当社は社団法人全国レンタカー協会に対して、放置駐車違反関係費用未払報告をする等の措置をとるものとします。

第5章 返還

第19条 (返還責任)

借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。第2借受人又は運転者は、使用中に発生した損害を賠償するものとします。第3借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間中にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第20条 (返還時の確認等)

借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。第2借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後において、遺留品について保管の責を負わないものとします。

第21条 (借受期間変更時の貸渡料金)

借受人又は運転者は、第12条第1項により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金又は変更前の貸渡料金と超過料金を合計した料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

第22条 (返還場所等)

借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。第2借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、借受人は、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×200％。

第23条 (不返還となった場合の措置)

借受人又は運転者は、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないときは、又は借受人の所在が不明な等の理由により不返還になったと認められるときは、損害を訴えを行う等の法的措置をとるほか、社団法人全国レンタカー協会に対して、不返還被害報告をする等の措置をとるものとします。第2当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への関わり調査や車両位置情報システムの動作等を含む必要な措置をとるものとします。第3第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第28条の定めにより当社に生じた損害について賠償する責任を負うものとします。また、当社は、レンタカーの取戻及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章 故障、事故、盗難等

第24条 (故障発生時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。第25条 (事故発生時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。(1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと、(2) 前項の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと、(3) 事故に関し相手方と当該事故の処理に関する保険会社の調査に協力し、及び要求する書類等を遅滞なく提出すること、(4) 保険に関し相手方と当該事故の処理に関するときは、あらかじめ当社の承諾を受けること、(5) 借受人又は運転者は、事故の発生を認め、自己の責任に帰し、及び事故の処理に協力するものとします。第26当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第26条 (盗難発生時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。(1) 直ちに最寄りの警察に通報すること、(2) 直ちに被害状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと、(3) 盗難、その他の被害に関し当社が契約している保険会社の調査に協力し、及び要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第27条 (使用不能による貸渡料金の終了)

使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。第2借受人又は運転者は、前項の故障等、レンタカーの取戻及び修理等に要する費用を負担するものと、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。但し、故障等が第3項又は第4項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。第3故障等が発生し前に発生した状態による場合は、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができますものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。

第4借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。第5故障等が発生し後に発生した事由に生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金をから、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。第6借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外の合理的な請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

第28条 (賠償及び営業補償)

借受人又は運転者は、借受人又は運転者が使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。但し、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。第2前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損、臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところによるものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

第29条 (保険及び補償)

借受人又は運転者は、第28条第1項の賠償責任を負うとき、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の賠償額の保険金又は補償金を受け取ります。(1) 対人補償 1名限取償 無制限（自動車損害賠償責任保険を含む）(2) 対物補償 1事故限度額 無制限(3) 車両補償 1事故限度額 時価額（免責額あり）(4) 搭客者補償 死亡1,000万円（1名につき）入院7,500円（1日につき）、通院5,000円（1日につき）、後遺障害限度額1,000万円、但し、入院と通院は事故発生日より180日と限定する。

第2保険金は補償金が支払われない損害及び第1項に定める補償限度額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。第3保険約款又は当社の定める補償制度の免責事項に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。第4第1項に定める損害保険又は当社の定める補償制度の免責額に相当する損害については、借受人の負担となります（借受人があらかじめ当社に免責補償料を支払った場合、この免責額に相当する損害の支払いは当社が負担します）。第5当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

第8章 貸渡契約の解除、解約

第30条 (貸渡契約の解除)

当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したときは、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第31条 (中途解約)

借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金をから、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。第2借受人は、前項の解約するときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。中途解約手数料＝（貸渡契約期間に対応する基本料金）÷（貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金）×50％

第32条 (個人情報の利用の目的)

当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。(1) レンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため、(2) 借受人又は運転者は、レンタカー及びこれに関連したサービスの提供をするため、(3) 借受人又は運転者の個人情報の取扱いに関する事項、(4) レンタカー、自動車等のリース、中古車、その他の当社において取り扱う商品及びサービス等の提供、並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、告知印刷物の送付、eメールの送付等の方法により、借受人又は運転者にご案内するため、(5) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上施策の検閲を目的として、借受人又は運転者にアンケート調査を実施するため、(6) 個人情報情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため、第31項に定める目的以外に、又は運転者の個人情報取得する場合に、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第33条 (個人情報の提供及び利用の同意)

借受人又は運転者は、第18条第6項又は第23条第1項のいずれかに該当することとなった場合においては、借受人又は運転者の氏名、住所等を含む個人情報当社社団法人全国レンタカー協会に7年を超えない期間登録されること並びにその情報が社団法人全国レンタカー協会及び加盟各都府県レンタカー協会との会員事業者等に利用されることが同意するものとします。

第10章 雑則

第34条 (租税)

借受人は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といても相抵することができるものとします。

第35条 (消費税)

借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含む）を当社に対して支払うものとします。第36条 (差延損害金)

借受人又は運転者は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6％の割合による差延損害金を支払うものとします。

第37条 (細則)

当社は、この約款の細則別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。第38当社は、別に細則を定めるときは、当社の営業活動に提示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表及びW e b等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第39条 (合意管轄裁判所)

この約款に基づき、貸渡し及び義務について紛争が生じたときは、訴願のいかににかかわらず当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則

本約款は、2011年3月1日から施行します。